



目 次	
規 則	ページ
◎高知県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則	1
◎高知県行政組織規則の一部を改正する規則	3
訓 令	
◎機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令	16

規 則	

高知県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則をここに公布する。
平成20年4月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第40号

高知県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則（趣旨）

第1条 この規則は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）を施行するため、法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成8年政令第18号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成6年厚生労働省令第63号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
（備付け書類）

第2条 福祉保健所長は、被支援者（法第14条第1項に規定する支援給付（以下「支援給付」という。）を受ける者をいう。以下同じ。）について、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。

- （1）面接記録票
- （2）支援給付台帳
- （3）支援給付決定調書
- （4）支援給付金品支給台帳

- （5）被支援者記録票
- （6）医療支援給付決定調書・医療支援給付台帳
- （7）給付券交付処理簿
- （8）支援給付変更申請書（傷病届）交付処理簿
- （9）医療要否意見書交付処理簿
- （10）介護券交付処理簿

2 福祉保健所長は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。

- （1）支援給付申請書受理簿
- （2）被支援者番号登載簿
- （3）不服申立て処理簿

（他の実施機関への通知）

第3条 法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「保護法」という。）第19条第2項の規定により要支援者（支援給付を必要とする状態にある者をいう。）の現在地を所管する福祉保健所長が支援給付を実施したときは、当該福祉事務所長は、前条第1項各号に掲げる書類及び第6条第1項の規定による通知に係る書面の写しを添付して、速やかにその旨を当該被支援者の居住地を所管する福祉保健所長に通知しなければならない。

2 被支援者がその居住地を他の福祉保健所の所管区域内に移転したときは、旧居住地を所管する福祉保健所長は、速やかに必要な決定を行い、書面によりその旨を新居住地を所管する福祉保健所長に通知しなければならない。
（申請書）

第4条 保護法第24条第1項又は第5項の規定による支援給付の開始又は変更の申請は、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下「保護法省令」という。）第2条第1項に規定する書面によらなければならない。

2 保護法第18条第2項の規定による単身者が死亡した場合の葬祭支援給付の申請は、保護法省令第2条第3項に規定する書面によらなければならない。
（添付書類）

第5条 保護法省令第2条第4項の規定に基づき福祉保健所長が提出を求めることができる書面は、次に掲げるとおりとする。

- （1）収入申告書
- （2）給与証明書
- （3）求職・職業相談証明書
- （4）課税証明書
- （5）資産明細書
- （6）扶養届書
- （7）家賃（地代）証明書
- （8）通学証明書
- （9）配電・水道設備計画書

- （10）家屋補修計画書
- （11）生業計画書
- （12）生活状況申告書
- （13）資産申告書
- （14）支援給付に関する意見書
- （15）同意書

2 保護法第15条の2第1項の規定による介護支援給付の開始又は変更の申請には、保護法省令第2条第2項に規定する居宅介護支援計画又は介護予防支援計画の写しのほか、知事が別に定める書類を添付しなければならない。
（決定通知書等）

第6条 福祉保健所長は、保護法の規定に基づき支援給付の開始、変更、停止若しくは廃止又は申請の却下の決定をしたときは、当該申請者又は被支援者に対し、書面により通知しなければならない。ただし、医療支援給付の開始又は変更に関する決定をしたときは、第13条各号に掲げる給付券のうち福祉保健所長が必要があると認めるものの交付をもってこれに代えることができる。

2 福祉保健所長は、前項の規定による通知をした場合は、同項ただし書の規定に基づくときを除き、当該申請者又は被支援者の居住地を管轄する町村長に対し、当該通知に係る書面の写しを送付するものとする。
（指導又は指示に係る通知書）

第7条 福祉保健所長は、保護法第27条第1項の規定に基づき指導又は指示を書面で行う場合は、通知書により行うものとする。
（検診命令書等）

第8条 福祉保健所長は、保護法第28条第1項の規定に基づき検診命令を行う場合は、検診命令書により行うとともに、検診を依頼した指定医療機関に対し検診依頼書を送付するものとし、検診を行った指定医療機関は、その結果を福祉保健所長に報告する場合は、検診書によりするものとする。

2 検診を行った指定医療機関は、検診に要した費用を検診料請求書により福祉保健所長に請求するものとする。
（調査依頼）

第9条 福祉保健所長は、保護法第29条の規定に基づき調査を囑託し、又は報告を求める場合は、書面により行うものとする。
（入所等依頼書）

第10条 福祉保健所長は、保護法第30条第1項ただし書の規定に基づき被支援者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託するときは、当該施設の長又は私人に対し、依頼書を送付しなければならない。

2 被支援者を入所させ、若しくは入所を委託した施設の長又は養護を委託した私人は、被支援者を入所させたとき若しくは被

支援者が退所したとき又は養護を開始したとき若しくは養護を終了したときは、当該入所又は養護を依頼した福祉保健所長に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

（支援給付金品の支給方法等）

第11条 福祉保健所長は、保護法第19条第7項第3号の規定により被支援者等に対する支援給付金品の交付を町村長に依頼して行う場合は、交付依頼書に支給明細書2部を添付して交付に要する資金を当該町村長に交付しなければならない。

2 前項の規定により資金の交付を受けた町村長は、指定された交付日に当該被支援者等から通知書の提示を求め、これと照合の上、前項の支給明細書に従って支援給付金品を交付し、当該被支援者等の受領印を押印した当該支給明細書に精算書を添付して、福祉保健所長に提出しなければならない。

（医療要否意見書等）

第12条 福祉保健所長は、支援給付に係る治療等の要否について、次に掲げる書類のうち必要があると認めるものを指定医療機関、指定助産師又は指定施術者（以下「指定医療機関等」という。）から提出させるものとする。

（1）医療要否意見書

- ア 医科入院
- イ 医科入院外
- ウ 歯科

（2）結核入院要否意見書

（3）精神病入院要否意見書

（4）支援給付変更申請書

- ア 治療材料・移送（所要経費概算見積書）
- イ 施術（柔道整復）
- ウ 施術（あん摩・マッサージ はり・きゅう）

（5）支援変更申請書（訪問看護要否意見書）

（医療支援給付の現物給付）

第13条 医療支援給付の現物給付は、次に掲げる給付券を交付して行うものとする。

（1）医療券・調剤券

（2）治療材料券

（3）施術券

- ア あん摩・マッサージ
- イ 柔道整復

（4）施術費給付承認書（はり・きゅう）

（受療連絡票）

第14条 福祉保健所長は、前条第4号の施術費給付承認書を交付した場合において、当該治療を受ける者が他の指定医療機関等で既に治療中であるときは、当該指定医療機関等に対し、受療連絡票により連絡しなければならない。

（診察料等の請求手続）

第15条 診察又は検査のみを行った指定医療機関等は、診察料・

検査料請求書により福祉保健所長に請求するものとする。ただし、施術報酬の初検料については、初検料請求書によるものとする。

（訪問看護等に係る利用料の請求手続）

第16条 訪問看護事業者又は指定居宅サービス事業者（訪問看護を行う者に限る。）は、基本利用料及び基本利用料以外の利用料に相当する費用を要するときは、必要最少限度の実費を利用料請求書により福祉保健所長に請求するものとする。

（介護支援給付の現物給付）

第17条 介護支援給付の現物給付は、介護券を交付して行うものとする。

（生活状況変動報告書）

第18条 保護法第61条の規定による被支援者の生活状況等の変動に関する届出は、生活状況変動報告書によらなければならない。

（保護施設設置届等）

第19条 保護法第40条第2項の規定による市町村の保護施設の設置の届出は、保護施設設置届によるものとする。

2 保護法第41条第2項の規定による社会福祉法人又は日本赤十字社の保護施設の設置認可の申請は、保護施設設置認可申請書によるものとする。

（保護施設変更認可申請書）

第20条 保護法第41条第5項の規定による社会福祉法人又は日本赤十字社の保護施設に係る事項の変更の認可の申請は、保護施設変更認可申請書によるものとする。

（保護施設事業開始届）

第21条 保護施設が事業を開始したときは、当該保護施設の管理者は、速やかに保護施設事業開始届を知事に提出しなければならない。

2 前項の保護施設事業開始届には、調書、台帳及び保護法第46条第1項に規定する管理規程を添付しなければならない。

（改善命令等による措置結果報告書）

第22条 市町村、社会福祉法人又は日本赤十字社は、保護法第45条第1項又は第2項の規定に基づき保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止若しくは保護施設の廃止を命ぜられ、又は保護施設の設置の認可を取り消されたときは、これに基づいてとった措置について、当該処分を受けた日から30日以内に、措置結果報告書を知事に提出しなければならない。

（保護施設の廃止等の報告書等）

第23条 保護法省令第7条又は第8条の規定による保護施設に関する廃止等の報告又は通知は、保護施設廃止（事業縮小・休止）報告（通知）書によるものとする。

2 保護法第42条の規定による保護施設の休止又は廃止の認可の申請は、保護施設休止（廃止）認可申請書によるものとする。

（利用被支援者状況変更届）

第24条 保護法第48条第4項の規定による被支援者に関する事由に係る届出は、利用被支援者状況変更届によるものとする。

（繰替支弁施設指定申請書）

第25条 保護施設、指定医療機関その他これらに準ずる施設が、保護法第72条第1項の規定による厚生労働大臣の指定を受けようとするときは、繰替支弁施設指定申請書を知事に提出しなければならない。

（書類の経由）

第26条 保護法、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）、保護法省令第の規定により厚生労働大臣に提出することとされている書類が、保護法第19条第4項の規定に基づき事務の委任を受けた福祉保健所長等、市町村又は社会福祉法人が設置する保護施設の設置者若しくは当該保護施設の長から提出されたときは、知事は、これを受理し、厚生労働大臣に提出するものとする。

（様式）

第27条 この規則に規定する書類の様式は、生活保護法施行細則（昭和53年高知県規則第33号）に規定する様式の例による。ただし、第19条、第20条、第21条第1項、第22条、第23条及び第25条に規定する書類にあつては、同規則に規定する様式によるものとし、法に基づくものでもあることを当該様式に記載しなければならない。

（様式の特例）

第28条 前条本文の規定にかかわらず、福祉保健所長は、あらかじめ知事の承認を得て、同条の規定による様式と異なる様式を使用することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年4月1日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第41号

高知県行政組織規則の一部を改正する規則

高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。
目次中「及び室」を削り、「各課・室」を「各課」に、「（第155条・第156条）」を「（第155条-第158条）」に、

- 「第6款 精神保健福祉センター（第157条・第158条）
- 第7款 療育福祉センター（第159条-第162条）
- 第8款 身体障害者リハビリテーションセンター（第163条-第166条）
- 第9款 削除
- 第10款 希望が丘学園（第171条-第173条）
- 第11巻 児童相談所（第174条-第177条）
- 第12款 食肉衛生検査所（第178条-第180条）」

- を
- 「第6款 療育福祉センター（第159条-第162条）
- 第7款 精神保健福祉センター（第162条の2-第170条）
- 第8款 希望が丘学園（第171条-第173条）
- 第9款 児童相談所（第174条-第177条）
- 第10款 食肉衛生検査所（第178条-第180条）」

に、「女性相談所」を「女性相談支援センター」に改める。
 第3条第1号中「並びにこれに」を「及びこれに」に改め、「及び室」を削る。
 第4条中「室並びに」を削る。
 第5条第1項中「及び室（課の内部組織である室を除く。以下この項において同じ。）」を削り、「当該課及び室」を「当該課」に改める。
 第2章第1節の節名中「及び室」を削る。
 第7条の見出し中「室等」を「その内部組織」に改め、同条中「課及び室を」を「課を」に改め、同条の表中「部内」を「部名」に、「課及び室名」を「課名」に改め、

業務改革推進室	
---------	--

及び「県民税徴収対策チーム」を削り、「市町村合併支援室」を「市町村合併支援課」に、「鳥獣対策室」を「鳥獣対策課」に、「地域支え合い推進チーム」を「地域保健福祉推進チーム」に、「医師確保推進室」を「医師確保推進課」に、

高齢者福祉課	
--------	--

高齢者福祉課	地域ケア体制整備推進チーム
--------	---------------

に、「障害福祉課」を「障害保健福祉課」に改め、「医療費適正化チーム」を削り、

循環型社会推進課	
清流・環境課	

自然共生課	
廃棄物処理推進課	
文化推進課	
国際交流課	
県民生活課	
男女共同参画・NPO課	

を

環境共生課	
環境対策課	
文化・国際課	
県民生活・男女共同参画課	

に、

商工労働企画課	
商工振興課	
県産品ブランド室	

を

商工政策課	海洋深層水推進室
新産業推進課	
県産品ブランド課	

に改め、

海洋深層水対策室	
----------	--

を削り、「競馬対策室」を「競馬対策課」に、「森林企画課」を「森林政策課」に改め、

木の文化推進室	
---------	--

を削り、

海洋企画課	
漁業経営課	

を

「 海洋政策課	県一漁協支援チーム
------------	-----------

に、「漁港課」を「漁港漁場課」に改める。

第10条の表仁淀川流域地区の項中

「吾川郡いの町及び仁淀川町」

を

「土佐市

吾川郡いの町及び仁淀川町」

に改める。

第10条の2の見出しを「（県民生活・男女共同参画課員駐在所）」に改め、同条中「男女共同参画・NPO課が」を「県民生活・男女共同参画課が」に、「男女共同参画・NPO課員駐在所」を「県民生活・男女共同参画課員駐在所」に改める。

第11条の3を削る。

第2章第2節第1款の款名中「各課・室」を「各課」に改める。

第13条第4号中「事業評価及び」を削り、同条第6号中「及び室」を削り、同条第8号中「及び室」を削り、同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

（8） こうちふるさと寄附金に関する事。

第18条第7号中「（業務改革推進室の主管に属する事項を除く。）」を削り、同条中第12号を第13号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

（8） アウトソーシングの推進に関する事。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

第25条第3号中「清掃等業務」を「清掃等の業務」に改め、同条第6号中「及び室」を削り、同条第7号中「並びに」を「及び」に改め、「及び室」を削り、同条第15号中「庁内取締り」を「庁内の取締り」に改める。

第2章第2節第2款の款名中「各課・室」を「各課」に改める。

第28条第4号中「事業評価及び」を削り、同条第6号、第8号、第9号及び第11号中「及び室」を削る。

第33条の見出しを「（市町村合併支援課）」に改め、同条中「市町村合併支援室」を「市町村合併支援課」に改め、同条第2号中「及び室」を削る。

第34条第9号中「及び室」を削る。

第35条の見出しを「（鳥獣対策課）」に改め、同条中「鳥獣対策室」を「鳥獣対策課」に改め、同条第3号中「及び室」を削る。

第36条第8号中「及び室」を削る。

第37条第1号中「人権行政」を「人権施策」に改め、同条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号中「及び室」を削り、同条を同条第6号とする。

第39条第8号中「及び室」を削る。

第42条第14号中「編集発行」を「編集及び発行」に改め、同条第16号中「及び室」を削る。

第42条の2第4号中「事業評価及び」を削り、同条に次の1号を加える。

（19） 部内の他の課の主管に属しないこと。

第2章第2節第4款の款名中「各課・室」を「各課」に改める。

第43条第4号中「事業評価及び」を削り、同条第7号中「及び室」を削る。

第44条第8号中「福祉事務所」を「福祉に関する事務所」に改め、同条第20号中「及び室」を削る。

第45条第5号中「医師確保推進室」を「医師確保推進課」に改め、同条第26号中「及び室」を削

る。

第46条（見出しを含む。）中「医師確保推進室」を「医師確保推進課」に改める。

第47条第1号を次のように改める。

（1） 健康増進法（平成14年法律第103号）に関する事（食品・衛生課の主管に属する事項を除く。）。

第47条第3号中「栄養士」を「調理師、栄養士」に改め、同条第4号を次のように改める。

（4） 生活習慣病対策に関する事。

第47条第12号から第15号までを削り、同条第11号中「及び精神通院医療」を削り、同条を同条第12号とし、同条第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同条第4号の次に次の1号を加える。

（5） 歯科保健に関する事。

第47条第16号中「及び室」を削り、同条を同条第13号とする。

第49条第6号中「及び室」を削る。

第50条の見出しを「（障害保健福祉課）」に改め、同条中「障害福祉課」を「障害保健福祉課」に改め、同条第11号中「及び室」を削り、同条を同条第13号とし、同条の前に次の1号を加える。

（12） 精神保健福祉センターに関する事。

第50条中第10号を削り、第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号を第8号とし、同条の前に次の1号を加える。

（8） 自殺対策に関する事。

第50条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 精神保健及び精神障害者福祉に関する事。

第51条第16号中「及び室」を削る。

第53条第2号中「老人保健法に係る老人医療」を「高齢者医療給付」に改める。

第55条第17号中「及び室」を削る。

第56条第4号中「事業評価及び」を削り、同条中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

（6） 高知県環境審議会に関する事。

（7） 高知県環境基本計画に関する事。

第57条の見出しを「（環境共生課）」に改め、同条中「循環型社会推進課」を「環境共生課」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを削り、第7号を第3号とし、第8号を削り、第9号を第4号とし、第10号を第5号とし、同条に次の14号を加える。

（6） 新エネルギーに関する事（地球温暖化対策に資するものに限る。）。

（7） 環境マネジメントシステムに関する事。

（8） 清流保全に関する事。

（9） 四万十川の総合対策に関する事。

（10） 四万十川財団に関する事。

（11） 自然保護行政の指導及び調整に関する事。

（12） 野生動物の保護に関する事。

（13） 自然公園に関する事。

（14） 高知県自然保護基金に関する事。

（15） 牧野植物園に関する事。

（16） 高知県牧野記念財団に関する事。

（17） こどもの森に関する事。

（18） 四国のみちに関する事。

（19） 前各号に掲げるもののほか、自然環境に関する事と他の課の主管に属しない事務の処理

に關すること。

第58条を次のように改める。

第58条 削除

第58条の2を削る。

第59条の見出しを「（環境対策課）」に改め、同条中「廃棄物処理推進課」を「環境対策課」に改め、同条第3号中「環境施設の整備」を「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等」に改め、同条第9号中「廃棄物の処理」を「廃棄物の処理及び環境」に改め、「及び室」を削り、同号を同条第19号とし、同条第6号から第8号までを10号ずつ繰り下げ、同条第5号を同条第15号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (13) 廃棄物の発生抑制、再使用及び再資源化の推進に關すること。
- (14) 再生利用の推進に關すること。

第59条第4号中「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」を「ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物」に改め、同号を同条第12号とし、同条第3号の次に次の8号を加える。

- (4) 特定家庭用機器の再商品化に關すること。
- (5) 公害に係る紛争等の処理に關すること。
- (6) 大気汚染、水質汚濁、騒音その他の公害の調査及び防止に關すること。
- (7) ダイオキシン類等の化学物質対策に關すること。
- (8) フロン類の回収及び破壊に關すること。
- (9) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進等に關すること。
- (10) 土壌汚染対策に關すること。
- (11) 環境研究センターに關すること。

第61条の見出しを「（文化・国際課）」に改め、同条中「文化推進課」を「文化・国際課」に改め、第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 高知県文化賞に關すること。
- 第61条第5号を同条第4号とし、同条第6号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の5号を加える。
- (14) 国際交流の総合的推進に關すること。
 - (15) 国際交流事業及び国際協力事業に關すること。
 - (16) 高知県国際交流協会に關すること。
 - (17) 旅券発給に關すること。
 - (18) 前各号に掲げるもののほか、文化及び国際交流に關することで他の課の主管に属しない事務の処理に關すること。

第62条を次のように改める。

第62条 削除

第63条の見出しを「（県民生活・男女共同参画課）」に改め、同条中「県民生活課」を「県民生活・男女共同参画課」に改め、第2号を削り、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 高知県県民生活対策協議会に關すること。
- 第63条第6号を次のように改める。
- (6) 交通安全対策の総合的推進に關すること（他の課の主管に属する事項を除く。）。
- 第63条中第7号から第10号までを削り、第11号を第7号とし、第12号を第8号とし、第13号を第9号とし、第14号を削り、同条に次の11号を加える。
- (10) 犯罪のない安全で安心なまちづくりに關すること（他の課の主管に属する事項を除く。）。
 - (11) 犯罪及び配偶者暴力の被害者等の支援に關すること（他の課の主管に属する事項を除く。）。

く。）。

- (12) 社会貢献活動の総合的な支援及び推進に關すること。
- (13) 特定非営利活動法人に關すること。
- (14) 男女共同参画の総合的推進に關すること。
- (15) こうち男女共同参画会議に關すること。
- (16) 高知県男女共同参画苦情調整委員に關すること。
- (17) 高知県男女共同参画推進本部に關すること。
- (18) こうち男女共同参画センターに關すること。
- (19) こうち男女共同参画社会づくり財団に關すること。
- (20) 女性相談支援センターに關すること。

第64条を次のように改める。

第64条 削除

第2章第2節第6款の款名中「各課・室」を「各課」に改める。

第65条の見出しを「（商工政策課）」に改め、同条中「商工労働企画課」を「商工政策課」に改め、同条第4号中「事業評価及び」を削り、同条第8号中「及び室」を削り、同号を同条第14号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (13) 高知県産業振興センターに關すること。
- 第65条中第7号を第12号とし、第6号を第11号とし、第5号の次に次の5号を加える。
- (6) 商工業及び鉱業の振興に關すること。
 - (7) 貿易の振興に關すること。
 - (8) 採石法（昭和25年法律第291号）に關すること。
 - (9) 海洋深層水の有効利用の促進及び関連産業の振興に關すること。
 - (10) 計量検定所に關すること。

第66条を次のように改める。

（新産業推進課）

第66条 新産業推進課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新産業の推進に關すること。
 - (2) 産学官の連携による研究開発の事業化の推進に關すること。
- 第68条の見出しを「（県産品ブランド課）」に改め、同条中「県産品ブランド室」を「県産品ブランド課」に改め、同条に次の1号を加える。
- (3) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に關する法律（平成19年法律第39号）に係る各種事業等の啓発に關すること。
- 第69条第8号及び第70条第3号中「及び室」を削る。
- 第71条及び第72条を次のように改める。

第71条及び第72条 削除

第73条第1号中「、地方公営企業等の労働関係に關する法律」を「及び地方公営企業等の労働関係に關する法律」に改め、「及び中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）」を削り、同条第17号中「及び室」を削り、同号を同条第18号とし、同条第13号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同条第12号の次に次の1号を加える。

- (13) 介護労働者の雇用管理の改善等に關する法律（平成4年法律第63号）に基づく改善計画の認定に關すること。
- 第74条第4号中「事業評価及び」を削り、同条第13号を次のように改める。
- (13) 部内の他の課の主管に属しないこと。
- 第74条の2第1号を次のように改める。
- (1) 観光客をおもてなしの心で迎える県民運動の推進に關すること。
- 第74条の2第3号を削り、同条第4号中「観光ボランティア」を「観光ガイド」に改め、同号を

同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 観光案内板及び誘導標識等の整備に関すること。

第74条の2第6号中「及び室」を削る。

第2章第2節第8款の款名中「各課・室」を「各課」に改める。

第76条第4号中「事業評価及び」を削り、同条第7号中「及び室」を削る。

第85条の2の見出しを「(競馬対策課)」に改め、同条中「競馬対策室」を「競馬対策課」に改め、同条第5号中「及び室」を削る。

第2章第2節第9款の款名中「各課・室」を「各課」に改める。

第86条の見出しを「(森林政策課)」に改め、同条中「森林企画課」を「森林政策課」に改め、同条第4号中「事業評価及び」を削り、同条第6号中「及び室」を削り、同号を同条第13号とし、同条第5号の次に次の7号を加える。

(6) 木の文化県構想に関すること。

(7) 森林環境保全基金に係る事業に関すること。

(8) 緑化の推進に関すること。

(9) 甫喜ヶ峰森林公園に関すること。

(10) 森林研修センター(情報交流館)に関すること。

(11) 県民の森工石山に関すること。

(12) 林業事務所に関すること。

第87条第7号中「林業労働力及び」を削り、「担い手」を「担い手及び雇用対策」に改め、同条第12号を削る。

第88条を削る。

第87条の2第4号中「森林造成」を「造林」に改め、同条を第88条とする。

第92条の見出しを「(海洋政策課)」に改め、同条中「海洋企画課」を「海洋政策課」に改め、同条第4号中「事業評価及び」を削り、同条第8号を同条第13号とし、同条第7号の次に次の5号を加える。

(8) 水産業団体の検査及び育成指導に関すること。

(9) 漁業協同組合の合併に関すること。

(10) 漁業共済に関すること。

(11) 漁業金融に関すること。

(12) 漁業者の経営指導に関すること。

第93条を次のように改める。

第93条 削除

第96条の見出しを「(漁港漁場課)」に改め、同条中「漁港課」を「漁港漁場課」に改め、同条第7号中「及び室」を削り、同号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 漁場整備事業に関すること(水産振興課の主管に属する事項を除く。)

第96条の2第4号中「事業評価及び」を削り、同条第16号を次のように改める。

(16) 部内の他の課の主管に属しないこと。

第96条の4第1号及び第2号中「及び室」を削る。

第97条第4号中「事業評価及び」を削る。

第100条第8号、第101条第23号、第103条第12号、第105条第9号、第106条第16号、第107条第17号、第111条第11号、第112条第16号、第114条第6号、第115条第4号、第117条第5号及び第118条第6号中「及び室」を削る。

第120条第4号中「事業評価及び」を削り、同条第16号中「及び室」を削る。

第140条第2項中「第7号から第9号まで」を「第8号から第10号まで」に改める。

第141条第1項第45号を同項第46号とし、同項第16号から第44号までを1号ずつ繰り下げ、同項第15号中「高齢者福祉」を「高齢者の保健及び福祉」に改め、同号を同項第16号とし、同項第14号

中「売春防止法」を「売春防止法(昭和31年法律第118号)」に改め、同号を同項第15号とし、同項第6号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付の決定及び実施に関すること。

第141条第2項第1号中「前項第1号から第43号まで」を「前項第1号から第44号まで」に改め、同条第3項中第17号を削り、第18号を第17号とし、第19号を第18号とし、同項第20号中「(平成14年法律第103号)」を削り、同号を同項第19号とする。

第142条第1項第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 総務保護課

(3) 健康障害課

(4) 衛生環境課

第142条第1項第5号から第7号までを削り、同条第2項第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 総務保護課

(3) 健康障害課

(4) 衛生環境課

第142条第2項第5号及び第6号を削る。

第143条第1項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「地域保健福祉推進の」を「地域保健福祉の推進に係る」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地域ケア体制の整備に関すること。

第143条第1項に次の6号を加える。

(6) 高齢者の保健及び福祉に関すること。

(7) 介護予防事業の運営に関する助言及び援助に関すること。

(8) 地域リハビリテーションの推進に関すること。

(9) 介護保険事業の運営に関する助言及び援助に関すること。

(10) 介護保険審査会に対する審査請求の受理に関すること。

(11) 介護認定調査員の研修に関すること。

第143条第2項中「総務課」を「総務保護課」に改め、第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 生活保護法による保護の決定及び実施並びに生活保護金品の支給に関すること。

第143条第2項中第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同号の前に次の3号を加える。

(7) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の決定及び実施並びに支援給付金品の支給に関すること。

(8) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。

(9) ホームレスに関すること。

第143条第3項を削り、同条第4項中「健康課」を「健康障害課」に改め、第6号から第10号までを削り、第11号を第6号とし、第12号から第16号までを5号ずつ繰り上げ、同項第17号中「高齢者及び」を削り、同号を同項第12号とし、同項第18号を同項第13号とし、同項第19号を同項第14号とし、同号の次に次の5号を加える。

(15) 身体障害者福祉、知的障害者福祉及び精神障害者福祉に関すること。

(16) 障害児の療育支援に関すること。

(17) 長期療養児の保健に関すること。

(18) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関すること。

(19) 難病患者の保健に関すること。

第143条第4項第20号中「保持増進」を「保持増進及び障害者保健福祉」に改め、同号を同項第

21号とし、同号の前に次の1号を加え、同項を同条第3項とする。

(20) 難病相談・支援センターに関すること。

第143条第5項を削り、同条第6項中「食品・衛生課」を「衛生環境課」に改め、第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 公衆浴場、旅館業及び興行場に関すること。

第143条第6項第14号中「及び水道の衛生」を「、水道及び生活の衛生並びに環境保全」に改め、同号を同項第27号とし、同号の前に次の6号を加える。

(21) 大気汚染、水質汚濁、騒音その他の公害に係る相談、調査、指導等に関すること。

(22) ダイオキシン類対策に関すること。

(23) 廃棄物処理業等に関すること。

(24) 廃棄物処理に関する相談、調査、指導等に関すること。

(25) 資源循環型社会づくりの啓発及び環境学習の推進に関すること。

(26) 浄化槽に関すること。

第143条第6項第13号を同項第20号とし、同号の前に次の7号を加え、同項を同条第4項とする。

(13) 理容業、美容業及びクリーニング業に関すること。

(14) 公衆の集合する場所の衛生管理指導に関すること。

(15) 墓地、埋葬等に関すること。

(16) 建築物における衛生的環境の確保に関すること。

(17) ねずみ族、昆虫等の駆除に関すること。

(18) 温泉に関すること。

(19) 上水道、簡易水道、専用水道、簡易専用水道、飲用井戸等に関すること。

第143条第7項を削る。

第149条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第3章第4節第6款の款名を削り、第157条及び第158条を次のように改める。

第157条及び第158条 削除

第3章第4節第7款を同節第6款とし、同款の次に次の款名及び2条を加える。

第7款 精神保健福祉センター

(位置)

第162条の2 高知県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和48年高知県条例第2号）により設置された高知県立精神保健福祉センター（以下「精神保健福祉センター」という。）の位置は、高知市とする。

(所掌事務)

第162条の3 精神保健福祉センターの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 精神保健及び精神障害者福祉についての相談及び指導のうち複雑又は困難なものに関すること。

(2) 精神保健及び精神障害者福祉についての知識の普及及び啓もうに関すること。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉についての保健所に対する技術指導に関すること。

(4) 精神保健及び精神障害者福祉についての調査及び研究に関すること。

(5) 高知県精神医療審査会の事務に関すること。

(6) 通院医療費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の申請及び決定に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、精神障害及び精神障害者福祉に関すること。

第3章第4節第8款及び第9款の款名を削り、第163条から第170条までを次のように改める。

第163条から第170条まで 削除

第173条を次のように改める。

第173条 削除

第3章第4節第10款を同節第8款とする。

第176条中「センター並びに」を削り、同条の表中「課及びセンター名」を「課名」に改め、同条の表高知県立中央児童相談所の項中「相談第三班」を「相談第三班 相談第四班」に改め、

児童相談連携支援センター	
--------------	--

を削る。

第177条第3項第5号中「立入調査」を「出頭要求、立入調査並びに臨検及び捜索並びに面会及び通信の制限」に改め、同条第4項を削る。

第3章第4節第11款を同節第9款とし、同節第12款を同節第10款とする。

第3章第5節第4款の款名を次のように改める。

第4款 女性相談支援センター

第188条中「高知県女性相談所設置条例」を「高知県女性相談支援センター設置条例」に、「高知県女性相談所の」を「高知県女性相談支援センター（以下「女性相談支援センター」という。）の」に改める。

第189条中「高知県女性相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

第222条の5第1項の表高知県中央東農業振興センターの項中「高知市」を削り、同表高知県中央西農業振興センターの項中

「土佐市

吾川郡

を

「高知市 土佐市

吾川郡

」に改め、同条第2項第1号の表中「高知県中央東農業振興センター高知農業改良普及所」を「高知県中央西農業振興センター高知農業改良普及所」に改め、「南国市」を削る。

第222条の7中「課及び所を」を「課を」に改め、同条の表を削り、同条に次の各号を加える。

(1) 基盤整備課

(2) 農業改良普及課

第222条の8第2項中「及び農業改良普及所」を削り、同条に次の1項を加える。

3 高知県中央東農業振興センター嶺北農業改良普及所、高知県中央西農業振興センター高知農業改良普及所、高知県中央西農業振興センター高吾農業改良普及所及び高知県須崎農業振興センター高南農業改良普及所の分掌事務は、前項各号に掲げるとおりとする。

第244条第4号中「林業労働力及び」を削り、「担い手」を「担い手及び雇用対策」に改め、同条第10号中「森林造成」を「造林」に改め、同条中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第27号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の1項を加える。

2 高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の分掌事務は、前項各号（第19号及び第20号を除く。）に掲げるとおりとする。

第245条第1項中「課及びチームを」を「課を」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 振興課

(2) 森林土木課

第245条第2項を削る。

第246条第1項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、同項第5号中「（間伐推進に係る事項を除く。）」を削り、同号を同項第3号とし、同項第6号を同項第4号とし、同項第7号中「林業労働力及び」を削り、「担い手」を「担い手及び雇用対策」に改

め、同号を同項第5号とし、同項中第8号から第12号までを2号ずつ繰り上げ、第13号を削り、第14号を第11号とし、第15号から第21号までを3号ずつ繰り上げ、同項第22号中「機械化及び担い手に係る事項に限る」を「林道に係る事項を除く」に改め、同号を同項第19号とし、同項第23号を削り、同項に次の6号を加える。

- (20) 間伐推進に関すること。
- (21) 造林に関すること。
- (22) 森林国営保険に関すること。
- (23) 山林種苗に関すること。
- (24) 森林の保護及び保全に関すること。
- (25) 森林環境保全基金に係る事業に関すること。

第246条第2項を削り、同条第3項中「、森林土木第一課及び森林土木第二課」を削り、同項を同条第2項とする。

第252条の12第4号を次のように改める。

- (4) 作物園芸課

第252条の12第5号を削り、同条第6号を同条第5号とする。

第252条の13第2項第2号中「職員の」を「職員の研究に係る」に改め、同項第6号中「農業についての企画情報」を「農業試験研究の企画情報及び研究支援」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号の次に次の2号を加える。

- (6) ほ場管理業務に関すること。
 - (7) ほ場管理及び実験補助に関する外部委託業務の計画、進行管理及び実績に関すること。
- 第252条の13第3項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 農作物の品質管理に関すること。

第252条の13第4項中「育種開発課」を「作物園芸課」に改め、同項第1号中「及び栽培法（野菜及び花きを除く。）」を削り、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を削り、同項に次の5号を加える。

- (5) 普通作物、野菜及び花きの栽培法についての試験研究に関すること。
- (6) 普通作物、野菜及び花きの生産の安定化並びに収量及び品質の向上技術に関すること。
- (7) 農業機械に関すること。
- (8) 農業経営に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、品種改良、農作物及び生産流通に関すること。

第252条の13第5項を削り、同条第6項を同条第5項とする。

第253条第4項中「事務所及び」を削り、同項の表中

高知県高知土木事務所 高知港事務所	高知市	高知港港湾区域、高知港港湾隣接地域、高知港臨港地区、高知港港湾施設に係る区域及びその他の高知港港湾計画に係る区域並びに高知港海岸保全区域
----------------------	-----	--

を削る。

第254条第1項第21号中「長岡郡本山町946番6の、高知県高知土木事務所高知港事務所にある高知市弘化台20番32号」を「長岡郡本山町本山946番6」に改め、「及び高岡郡樽原町樽原1629番地」を削り、「四万十市古津賀1441番地」を「四万十市古津賀四丁目61番地」に改める。

第255条第1項の表高知県中央東土木事務所の項中

維持管理第一課	維持管理第一班	維持管理第二班
維持管理第二課	維持管理第三班	維持管理第四班

工務第一課	工務第一班	工務第二班
工務第二課	工務第三班	工務第四班

を

道路管理課	道路管理班	道路保全班
河港管理課	河港管理班	河港保全班 河港改修班
道路建設課	道路第一班	道路第二班

に改め、同表高知県高知土木事務所の項中

維持管理第一課	維持管理第一班	維持管理第二班
維持管理第二課	維持管理第三班	維持管理第四班

を

道路管理課	道路管理班	道路保全班
河港管理課	河川砂防管理班	港湾管理班 河港保全班

に、

工務第二課	河川班	砂防班
-------	-----	-----

を

工務第二課	河川砂防班	港湾班
プレジャーボート対策課	第一班	第二班

に改め、同表高知県須崎土木事務所の項中「用地第一班 用地第二班」を「用地班」に改め、「道路第三班」を削り、同条第2項の表中

高知県高知土木事務所高知港事務所	工務管理課	管理班	工務班
	プレジャーボート対策課	第一班	第二班

を削り、同表高知県須崎土木事務所四万十町事務所の項中

高速道用地課	高速道用地班
--------	--------

を削り、同表高知県幡多土木事務所土佐清水事務所の項中

工務第一課	道路第一班	道路第二班
-------	-------	-------

工務第二課	河港第一班 河港第二班
-------	-------------

を

工務課	道路第一班 道路第二班 河港班
-----	-----------------

に改める。

第256条第2項中「(高速道用地課の主管に属するものを除く。)」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「、維持管理第一課及び維持管理第二課」を削り、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加え、同項を同条第3項とする。

(6) 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の管理に関すること。

第256条中第7項を削り、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同項の前に次の2項を加える。

4 道路管理課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開発行為等の規制に関すること。
- (2) 屋外広告物に関すること。
- (3) 道路の管理に関すること(道路の維持補修を含む。)
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定による届出の受理、助言又は勧告及び立入検査に関すること。

5 河港管理課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公有水面の埋立てに関する調査に関すること。
- (2) 河川、海岸、港湾、漁港等公共用物の管理に関すること。
- (3) 砂利採取業者の指導及び砂利採取計画の認可等に関すること。
- (4) 砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の管理に関すること。
- (5) 高知県中央東土木事務所にあつては、前各号に掲げるもののほか、第7項第1号から第3号までに掲げるもの(道路に係るものを除く。)

第256条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 道路建設課の分掌事務は、前項第1号から第3号までに掲げるもの(道路に係るものに限る。)とする。

第274条第1項の表高知女子大学の項中

文学部

を削る。

第279条第1項中「部局連携官」を「理事(東京事務所担当)」に、「及び監査委員事務局長」を「、監査委員事務局長及び東京事務所長」に改める。

第291条第1項中「商工労働部商工労働企画課長」を「商工労働部商工政策課長」に、「森林部森林企画課長」を「森林部森林政策課長」に、「海洋部海洋企画課長」を「海洋部海洋政策課長」に改める。

第298条第4項中「各課室等」を「各課等」に改める。

第307条第1項中「、部局連携官」及び「、情報化推進監、雇用対策監」を削り、同項の表中

部局連携官	部局間の連携調整に当たるとともに、庁議の構成員として県行政の重要施策の協議等に参画するほか、知事の特命事項に関する事務に従事する。
-------	---

及び

情報化推進監	部長を補佐し、情報政策及び統計調査に関する事務を掌理するとともに所属職員を指揮監督するほか、担当する事務に関し部局間相互の連絡調整に当たる。
雇用対策監	部長を補佐し、雇用対策の推進に関する企画、調整等の事務を掌理するとともに所属職員を指揮監督するほか、担当する事務に関し部局相互間及び関係機関の連携調整に当たる。

を削り、同条第2項の表中

保健福祉推進監	地域の保健福祉の推進に関する事務を掌理し、本庁各課室及び福祉保健所の連携調整に当たるほか、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
---------	--

環境農業推進監	環境保全型農業の推進に関する事務を総括し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
---------	--

び

土木技術監	公共事業の実施に関する総合調整及び土木技術の管理等の総括事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
-------	--

削り、

所長	所又はセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
----	-----------------------------

所長	所又はセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
副所長	所長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

改め、

室長補佐	室長を補佐し、所属職員を指揮監督するほか、課室相互間の連絡調整に当たる。
------	--------------------------------------

削り、

技術次長	担任の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
------	------------------------

技術次長	担任の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
副学園長	学園長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

「立案及び総合調整事務」を「立案及び総合調整の事務」に改め、

「 税務調査監	地方税の調査及び徴収に関する指導及び研修の事務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。」	を
------------	--	---

削り、「消防防災指導監」を「地震防災指導監」に、「消防及び」を「南海地震その他の」に、「企画及び総合調整事務」を「企画及び総合調整の事務」に、「交通安全推進監」を「生活安全推進監」に、「交通安全の」を「交通安全及び犯罪のない安全で安心なまちづくりの」に改め、

「 医務主任	医務に関する特に高度の専門的技術に従事し、当該技術に従事する職員を指揮監督する。」	を
-----------	---	---

削り、

「 研究企画員	研究開発に関する企画立案及び調整事務に従事する。」	を
------------	---------------------------	---

「 研究企画員	研究開発に関する企画立案及び調整事務に従事する。」	に
「 税務調整主任	不動産取得税の課税及び評価業務に関する指導及び調整の事務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。」	

改める。

第309条第1項の表中「情報化推進監（政策企画部に限る。）」、「雇用対策監（商工労働部に限る。）」、「保健福祉推進監（健康福祉部に限る。）」、「環境農業推進監（農業振興部に限る。）」、「土木技術監（土木部に限る。）」、「室長補佐（課の内部組織である室を除き、かつ、必要と認める室に限る。）」及び

「 税務課	税務調査監	」
----------	-------	---

を削り、「消防防災指導監」を「地震防災指導監」に、

「 県民生活課	交通安全推進監	」
------------	---------	---

を

「 県民生活・男女共同参画課	生活安全推進監	」
-------------------	---------	---

に改める。

第310条第2項の表中

「 県税事務所	次長	」
「 東京事務所	次長	

を

「 高知県安芸県税事務所 高知県中央東県税事務	次長	」
-------------------------------	----	---

「 所 高知県須崎県税事務所 高知県幡豆県税事務所	」
「 高知県中央西県税事務所	次長 税務調整主任
「 東京事務所	副所長

に、

「 精神保健福祉センター	所長	」
「 療育福祉センター	センター長 副センター長 事務局長 看護長	
「 身体障害者リハビリテーションセンター	所長 次長	」
「 希望が丘学園	次長	

を

「 療育福祉センター	センター長 副センター長 事務局長 看護長	」
「 精神保健福祉センター	所長	
「 希望が丘学園	副学園長	」

に改め、「医務主任」及び「児童相談連携支援センター所長」を削り、

「 女性相談所	次長	」
------------	----	---

を

「 女性相談支援センター	所長 次長	」
-----------------	----------	---

に改め、「間伐推進チーム長」及び

「 高知県高知土木事務所 高知港事務所	次長	」
---------------------------	----	---

を削り、同条第3項中「専門研究員」を「参事、副参事、専門研究員」に改める。
第311条の表中

「

福祉指導課の職員	高齢者福祉課チーフ（介護事業者担当） 障害福祉課チーフ（地域生活支援担当） 障害福祉課チーフ（施設支援担当） こども課チーフ（児童福祉担当） 教育委員会事務局幼保支援課チーフ（運営支援担当）
----------	---

」

を

「

福祉指導課の職員	高齢者福祉課、障害保健福祉課及びこども課並びに教育委員会事務局幼保支援課の職員のうちから福祉指導課長が命じた者
----------	---

」

に、

「

県税事務所の税務調査監	税務課税務調査監
県税事務所（右欄の職員が属する県税事務所を除く。）の職員	税務課及び他の県税事務所の職員のうちから県税事務所長が命じた者

」

を

「

県税事務所（右欄の職員が属する県税事務所を除く。）の職員	税務課及び他の県税事務所の職員のうちから県税事務所長が命じた者
東京事務所参事	各部局の副部長又はこれに相当する職にある者の中から各部局ごとに知事が命じた者

」

に、「保護課の業務」を「第143条第2項第6号から第9号までに掲げる事務」に改め、

「

精神保健福祉センター次長	衛生研究所次長
--------------	---------

」

を削り、

「

身体障害者リハビリテーションセンターの職員	療育福祉センターの常勤の整形外科の医師
-----------------------	---------------------

」

を

「

精神保健福祉センター次長	衛生研究所次長
--------------	---------

」

に、「県民生活課長」を「県民生活・男女共同参画課長」に、「県民生活課の」を「県民生活・男女共同参画課の」に改める。

第314条の表中

「

高知女子大学文学部長	高知女子大学文化学部長
------------	-------------

」

を削る。

第315条の表中「市町村合併支援室」を「市町村合併支援課」に改め、

「

高知県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条の規定による同法第38条の3第2項及び第38条の5第2項の規定による審査に関する事務	精神保健福祉センター
------------	---	------------

」

を削り、

「

高知県障害者施策推進協議会	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第26条第2項の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関する事務	障害福祉課
---------------	---	-------

」

を

「

高知県障害者施策推進協議会	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第26条第2項の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関する事務	障害保健福祉課
高知県障害者介護給付費等不服審査会	障害者自立支援法第97条第1項の市町村の介護給付費等に係る処分についての審査請求に関する事務	障害保健福祉課
高知県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条の規定による同法第38条の3第2項及び第38条の5第2項の規定による審査に関する事務	精神保健福祉センター

」

に、「第8条第3項及び第7項の規定による」を「第8条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定によるその権限に属させられた事項の調査審議、」に、「並びに関係行政機関に対する意見の具申」を「、関係行政機関に対する意見の具申等」に、

「

高知県国民健康保険審査会	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	国保指導課
--------------	--	-------

」

を

「

高知県国民健康	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第91条第1	国保指導課
---------	-----------------------------	-------

」

保険審査会	項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	
高知県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	国保指導課

に、

「

高知県環境審議会	環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定による環境の保全に関する事項の調査審議等に関する事務並びに自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第2項の規定による温泉法（昭和23年法律第125号）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議及び自然環境の保全に関する重要事項の調査審議に関する事務	循環型社会推進課
高知県環境影響評価技術審査会	高知県環境影響評価条例（平成11年高知県条例第5号）第38条の規定による環境影響評価等その他の手続に関する技術的な事項を調査審議することに関する事務	循環型社会推進課

を

「

高知県環境審議会	環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定による環境の保全に関する事項の調査審議等に関する事務並びに自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第2項の規定による温泉法（昭和23年法律第125号）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議及び自然環境の保全に関する重要事項の調査審議に関する事務	文化環境企画課
高知県環境影響評価技術審査会	高知県環境影響評価条例（平成11年高知県条例第5号）第38条の規定による環境影響評価等その他の手続に関する技術的な事項を調査審議することに関する事務	環境共生課

に、「清流・環境課」を「環境共生課」に、「県民生活課」を「県民生活・男女共同参画課」に、「男女共同参画・NPO課」を「県民生活・男女共同参画課」に、「商工振興課」を「商工政策課」に、「木の文化推進室」を「森林政策課」に、「海洋企画課」を「海洋政策課」に、「漁港課」を「漁港漁場課」に、

「

高知県水防協議会	水防法（昭和24年法律第193号）第8条第1項及び第2項の規定による水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議及び関係機関に対する意見の陳述に関する事務	河川課
----------	---	-----

を

「

高知県水防協議会	水防法（昭和24年法律第193号）第8条第1項及び第2項の規定による水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議及び関係機関に対する意見の陳述に関する事務	河川課
土地区画整理審議会	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第56条第3項の規定による県が施行する土地区画整理事業に係る換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項の調査審議に関する事務	都市計画課

に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。（経過措置）
- 平成20年3月31日現在において、次の表の左欄に掲げる所属に勤務を命ぜられている者で、別に辞令を発せられないものは、同年4月1日付けで、それぞれ現に有する職名をもって、同表の右欄に掲げる所属に勤務を命ぜられたものとする。

政策企画部市町村合併支援室	政策企画部市町村合併支援課
政策企画部鳥獣対策室	政策企画部鳥獣対策課
健康福祉部医師確保推進室	健康福祉部医師確保推進課
健康福祉部障害福祉課	健康福祉部障害保健福祉課
文化環境部循環型社会推進課 文化環境部清流・環境課 文化環境部自然共生課	文化環境部環境共生課
文化環境部廃棄物処理推進課	文化環境部環境対策課
文化環境部文化推進課 文化環境部国際交流課	文化環境部文化・国際課
文化環境部県民生活課	文化環境部県民生活・男女共同参画課

文化環境部男女共同参画・NPO課	
商工労働部商工労働企画課 商工労働部商工振興課 商工労働部海洋深層水対策室	商工労働部商工政策課
商工労働部県産品ブランド室	商工労働部県産品ブランド課
農業振興部競馬対策室	農業振興部競馬対策課
森林部森林企画課 森林部木の文化推進室	森林部森林政策課
海洋部海洋企画課 海洋部漁業経営課	海洋部海洋政策課
海洋部漁港課	海洋部漁港漁場課
女性相談所	女性相談支援センター
高知土木事務所高知港事務所	高知土木事務所

(高知県公報の発行に関する規則の一部改正)

- 3 高知県公報の発行に関する規則（平成19年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。
第1条中「。以下」を「。第5条を除き、以下」に改める。
第8条ただし書中「課室等」を「課等」に改める。

(高知県公益認定等審議会条例施行規則の一部改正)

- 4 高知県公益認定等審議会条例施行規則（平成20年高知県規則第18号）の一部を次のように改正する。
第2条中「課室」を「課」に改め、「及び室（本庁の課の内部組織である室を除く。）」を削る。
第3条第3項及び第4項中「課室」を「課」に改める。

(高知県民室設置運営規則の一部改正)

- 5 高知県民室設置運営規則（平成15年高知県規則第95号）の一部を次のように改正する。
第3条第1号中「課室」を「課等」に改める。

(附属機関の委員等の報酬に関する規則の一部改正)

- 6 附属機関の委員等の報酬に関する規則（昭和43年高知県規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

国民健康保険審査会委員

」

を

「

国民健康保険審査会委員
後期高齢者医療審査会委員

」

に改める。

(高知県職員被服貸与規則の一部改正)

- 7 高知県職員被服貸与規則（昭和45年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。
第5条中「室課」を「課」に、「含み、課の内部組織である室の長を除く」を「含む」に改める。
第9条中「すみやかに」を「速やかに」に、「室課の長に」を「課の長に」に改め、同条第1号中「退職又は休職した」を「退職し、又は休職した」に改め、同条第3号中「その他室課」を「課」に、「返納」を「貸与を受けた被服の返納」に改める。
別表10の項中「身体障害者リハビリテーションセンター及び」を削り、同表11の項を次のように改める。

11	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び聴能言語指導員	(1)	療育福祉センターに勤務する職員	看護上衣	2	1
				ズボン	2	1
		(2)	福祉保健所に勤務する職員	靴下	8	1
				看護靴	2	1
		(2)	福祉保健所に勤務する職員	看護上衣	2	3
				ズボン	2	2
				靴下	2	1
				看護靴	1	2

別表15の項中

「

(4)	身体障害者リハビリテーションセンターに勤務する職員	看護衣 靴下 看護靴	2 2 1	2 1 1
-----	---------------------------	------------------	-------------	-------------

」

を削り、同表18の項中「身体障害者リハビリテーションセンター、」を削り、同表20の項中「身体障害者リハビリテーションセンター及び」を削り、同表28の項中「森林企画課」を「森林政策課」に改め、「、木の文化推進室」を削り、「鳥獣対策室」を「鳥獣対策課」に改め、同表35の項中「勤務する」を「勤務する地籍調査、」に改める。

別記様式中「貸与の」を「被服貸与の」に、

「申請返納届出 がありましたので 貸与受領 してよろしいでしょうか。」

を

「貸与申請返納届出 がありましたので、 被服を貸与貸与被服を受領 してよろしいでしょうか。」

に、

「

室 課 長	補 佐	班 (係) 長
-------	-----	---------

」

を

「

課 長	課 長 補 佐	チ ー フ
-----	---------	-------

」

に改める。

(高知県予算規則の一部改正)

- 8 高知県予算規則（昭和39年高知県規則第35号）の一部を次のように改正する。
 第2条第2号中「課室」を「課」に改め、「及び室（課の内部組織である室を除く。）」を削る。
 第11条第1項中「課室」を「課」に改める。
 第14条第1項中「課室」を「課」に、「その執行又は補助執行すべき」を「その執行又は補助執行をすべき」に改め、同条第2項中「執行又は補助執行すべき」を「執行又は補助執行をすべき」に改める。
 第17条中「財政課長」を「総務部財政課長」に改める。
 第18条第1項中「課室」を「課」に改める。
 別記第9号様式及び別記第10号様式中
 「課室又は委員会等名」
 を
 「課又は委員会等名」
 に改める。
 別記第12号様式中
 「

主管課室名

」を「

主管課名

」に改める。
 （高知県公務員宿舍規則の一部改正）
- 9 高知県公務員宿舍規則（昭和32年高知県規則第20号）の一部を次のように改正する。
 別記第7号様式中「（室所）」を「（所）」に改める。
 （高知県財産規則の一部改正）
- 10 高知県財産規則（昭和39年高知県規則第19号）の一部を次のように改正する。
 本則中「室課」を「課」に改める。
 第2条第2号中「室及び」を削る。
 第52条第1項中「別記第1号様式の1」を「別記第1号様式」に改める。
 第99条第1項中「別記第11号様式の1」を「別記第11号様式」に改める。
 第103条第1項中「別記第12号様式の1」を「別記第12号様式」に改める。
 第118条中「別記第18号様式の1」を「別記第18号様式」に改める。
 第119条中「別記第19号様式の1」を「別記第19号様式」に改める。
 第165条第1項中「別記第32号様式の1」を「別記第32号様式」に改める。
 第171条第1項中「別記第33号様式の1」を「別記第33号様式」に改める。
 別記第1号様式の1中「主管室課」を「主管課」に改め、同様式を別記第1号様式とする。
 別記第1号様式の2から別記第1号様式の10までの規定中「主管室課」を「主管課」に改める。
 別記第1号様式の11中「主管室課」を「主管課」に、「竣功年月日」を「しゅんごん年月日」に改める。
 別記第1号様式の12から別記第1号様式の17までの規定中「主管室課」を「主管課」に改める。
 別記第2号様式備考1、別記第3号様式備考1及び別記第4号様式備考1中「室課」を「課」に改める。
 別記第11号様式の1中
 「

主管室課名

」を「

主管課名

」に改め、同様式を別記第11号様式とする。

別記第11号様式の2から別記第11号様式の4までの規定中

「

主管室課名

」を「

主管課名

」に改める。

別記第12号様式の1備考5中「会計規則第99条第1項に定める」を「高知県会計規則第96条第1項第6号に掲げる」に改め、同様式を別記第12号様式とする。

別記第12号様式の2中「部室課」を「部課」に改め、同様式備考5中「会計規則第99条第1項に定める」を「高知県会計規則第96条第1項第6号に掲げる」に改める。

別記第12号様式の3中「部室課」を「部課」に改め、同様式備考4中「会計規則第99条第1項に定める」を「高知県会計規則第96条第1項第6号に掲げる」に改める。

別記第13号様式備考1及び別記第14号様式備考1中「室課」を「課」に改める。

別記第15号様式備考1中「各室課」を「課」に、「各部局」を「部局」に改める。

別記第16号様式中

「

室長課	室長補佐課
-----	-------

」を「

課長	課長補佐
----	------

」に改め、同様式備考1中「「債権管理

者」欄を「「確認」欄」に、「室課」を「課」に改め、同様式備考2中「担当室課名」を「担当課名」に改め、同様式備考3中「各室課」を「課」に改める。

別記第18号様式の1中

「

取扱室課名

」を「

取扱課名

」に改め、同様式を別記第18号様式とする。

別記第19号様式の1中

「

取扱室課名

」を「

取扱課名

」に改め、同様式を別記第19

号様式とする。

別記第19号様式の2中

「

取扱室課名

」を「

取扱課名

」に改める。

別記第32号様式の1中「

室課

」を「課」に改め、同様式を別記第32号様式とする。

別記第32号様式の2から別記第32号様式の4までの規定中「

室課

」を「課」に改める。

別記第33号様式の1中「主管室課」を「主管課」に改め、同様式を別記第33号様式とする。

別記第33号様式の2から別記第33号様式の9までの規定中「主管室課」を「主管課」に改める。

（高知県庁内防火管理規則の一部改正）

- 11 高知県庁内防火管理規則（昭和39年高知県規則第101号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「（第11条第4項において「管財課チーフ（庁舎整備担当）」という。）」を削り、同条第5項中「本庁、委員会等の室及び課（以下「室課」という。）に、」を「課（本庁、委員会等の課をいう。以下同じ。）に」に、「その責任区分」を「検査員の責任区分」に改める。

第10条中「室課」を「課」に改める。

第11条中「管財課チーフ（庁舎整備担当）」を「総務部管財課チーフ（庁舎管理担当）」に改

- める。
- 別表第1の1の表中「各室課」を「各課」に、「担当する室課長補佐又は室課長」を「担当する課長補佐又は課長」に改め、「、特別職知事秘書室」を削り、「主管室課」を「主管課」に、「室課の室課長補佐又は室課長」を「課の課長補佐又は課長」に改める。
- （高知県庁舎管理規則の一部改正）
- 12 高知県庁舎管理規則（平成5年高知県規則第29号）の一部を次のように改正する。
- 別表第2中「若しくは室」及び「（以下「課等」という。）」を削り、「当該課等」を「当該課」に、「（課等）を」（課）に改める。
- （高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則の一部改正）
- 13 高知県職員駐車場の利用料の徴収に関する規則（平成19年高知県規則第46号）の一部を次のように改正する。
- 別表中「高知県中央東農業振興センター高知農業改良普及所」を「高知県女性相談支援センター 高知県中央西農業振興センター高知農業改良普及所」に改め、「高知県高知土木事務所高知港事務所」、「高知県須崎土木事務所津野山基地」及び「高知県立須崎高等学校久礼分校」を削る。
- （高知県防災行政無線電話施設管理規則の一部改正）
- 14 高知県防災行政無線電話施設管理規則（昭和52年高知県規則第52号）の一部を次のように改正する。
- 第4条第2項第6号中「室課長」を「課長」に改める。
- 別表陸上移動局の全県移動局の項中「（高知県高知土木事務所高知港事務所）」を「（高知県高知土木事務所）」に改める。
- （高知県公害審査会規則の一部改正）
- 15 高知県公害審査会規則（昭和46年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。
- 第2条及び第3条中「文化環境部清流・環境課」を「文化環境部環境対策課」に改める。
- 第6条第1項第3号中「第26条」を「第26条第1項」に改め、同項第5号中「第27条の2」を「第27条の2第1項」に、「第27条の3」を「第27条の3第1項」に改める。
- 第13条中「第4条」を「第4条第1項」に、「第5条」を「第5条第1項」に「第3条」を「第3条第1項」に、「聞きとり」を「聞き取り」に改める。
- （高知県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正）
- 16 高知県特定非営利活動促進法施行細則（平成10年高知県規則第114号）の一部を次のように改正する。
- 第3条第2項及び第9条中「文化環境部男女共同参画・NPO課」を「文化環境部県民生活・男女共同参画課」に改める。
- 第12条第1項及び第14条第1項中「第40条」を「第40条第1項」に改める。
- 別記第5号様式の2中「及び第2項」を削る。
- 別記第8号様式及び別記第10号様式中「第40条」を「第40条第1項」に改める。
- （高知県男女共同参画社会づくり条例施行規則の一部改正）
- 17 高知県男女共同参画社会づくり条例施行規則（平成16年高知県規則第28号）の一部を次のように改正する。
- 第14条中「文化環境部男女共同参画・NPO課」を「文化環境部県民生活・男女共同参画課」に改める。
- （高知県職員の職務発明等に関する規則の一部改正）
- 18 高知県職員の職務発明等に関する規則（平成9年高知県規則第90号）の一部を次のように改正する。
- 第17条第3項中「商工労働部商工振興課長」を「商工労働部新産業推進課長」に改める。
- （高知県漁業専門委員設置規則の一部改正）

- 19 高知県漁業専門委員設置規則（昭和40年高知県規則第42号）の一部を次のように改正する。
- 第1条中「第174条」を「第174条第1項」に改める。
- 第2条中「海洋部海洋企画課」を「海洋部海洋政策課」に改める。
- （江の口川水門操作規則の一部改正）
- 20 江の口川水門操作規則（昭和49年高知県規則第18号）の一部を次のように改正する。
- 第7条中「高知県高知土木事務所高知港事務所長」を「高知県高知土木事務所長」に改める。
- （浦戸湾水門等操作規則の一部改正）
- 21 浦戸湾水門等操作規則（昭和49年高知県規則第34号）の一部を次のように改正する。
- 第6条中「高知県高知土木事務所高知港事務所長」を「高知県高知土木事務所長」に改める。
- （高知県海岸管理条例施行規則の一部改正）
- 22 高知県海岸管理条例施行規則（平成18年高知県規則第42号）の一部を次のように改正する。
- 第17条中「（高知県高知土木事務所高知港事務所が所管する区域にあっては、高知県高知土木事務所高知港事務所長）」を削る。
- （高知県港湾施設管理条例施行規則の一部改正）
- 23 高知県港湾施設管理条例施行規則（昭和29年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。
- 第11条第1項中「（高知県高知土木事務所高知港事務所が所管する区域にあっては、高知県高知土木事務所高知港事務所長）」を削り、同条第2項中「（高知県高知土木事務所高知港事務所長を含む。）」を削る。
- 別記第7号様式及び別記第8号様式中
- 「

土木事務所長	）	を	（	土木事務所長	）」
高知港事務所長					

」
- （高知県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則の一部改正）
- 24 高知県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則（平成18年高知県規則第133号）の一部を次のように改正する。
- 第2条第1項中「（高知県高知土木事務所高知港事務所長が所管する区域にあっては、高知県高知土木事務所高知港事務所長）」を削る。
- （高知県旅費支給事務集中処理規則の一部改正）
- 25 高知県旅費支給事務集中処理規則（平成18年高知県規則第71号）の一部を次のように改正する。
- 第4条中「課室長」を「課長」に、「当該課室」を「当該課」に改める。
- 第5条第1項中「課室長」を「課長」に、「その執行又は補助執行すべき」を「その執行又は補助執行をすべき」に改め、同条第2項中「執行又は補助執行すべき」を「執行又は補助執行をすべき」に改める。
- 第6条及び第7条中「課室長」を「課長」に改める。
- （高知県用品等調達特別会計規則の一部改正）
- 26 高知県用品等調達特別会計規則（昭和32年高知県規則第22号）の一部を次のように改正する。
- 別記第1号様式中
- 「

課室名	

」
- を
- 「

課名	

」

に改める。

別記第2号様式中

「課室名」

を

「課名」

に改め、同様式注中「課室」を「課」に改める。

別記第3号様式中

「課室長」を「課長」に、

「所属課室」

を

「所属課」

に改める。

別記第4号様式中

「課室長様」

を

「課長様」

に、

「所属課室」

を

「所属課」

に改める。

(高知県給与支給事務集中処理規則の一部改正)

27 高知県給与支給事務集中処理規則（昭和40年高知県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「課室長」を「課長」に、「含み、課の内部組織である室の長を除く」を「含む」に改め、同条第2項中「課室長」を「課長」に改める。

第6条第1項及び第2項中「課室長」を「課長」に改め、同条第3項中「課室長」を「課長」に、「他の課室」を「他の課」に改め、同条第4項中「課室長」を「課長」に改める。

第9条中「課室長」を「課長」に改める。

訓 令

高知県訓令第8号

本 庁
各出先機関

機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成20年4月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

機構改革等に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(高知県法制審議会規程の一部改正)

第1条 高知県法制審議会規程（昭和36年12月高知県訓令第34号）の一部を次のように改正する。

第6条中「課室長」を「課長」に改める。

(高知県公文書規程の一部改正)

第2条 高知県公文書規程（昭和39年12月高知県訓令第64号）の一部を次のように改正する。

第4条中「課及び室（課の内部組織である室を除く。）」を「課（）」に、「並びに」を「及び」に改める。

別記第8号様式の2中

「登録課室名」を「登録課名」に改める。

(高知県公印規程の一部改正)

第3条 高知県公印規程（昭和41年9月高知県訓令第50号）の一部を次のように改正する。

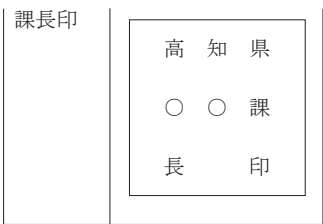
別表県印の項及び専用県印の項中「(室)」を削り、同表知事印の項中「商工労働企画課長」を「商工政策課長」に、「森づくり推進課長」を「森林政策課長」に、「漁業経営課長」を「海洋政策課長」に改め、同表専用知事印の項中「(室)」を削り、同表部長印の項中「商工労働企画課長」を「商工政策課長」に、「森づくり推進課長」を「森林政策課長」に、「漁業経営課長」を「海洋政策課長」に改め、同表中

「

課(室) 長印	<table border="1"><tr><td>高 知 県</td></tr><tr><td>○ ○ 課</td></tr><tr><td>(室)長印</td></tr></table>	高 知 県	○ ○ 課	(室)長印
高 知 県				
○ ○ 課				
(室)長印				

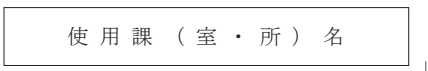
」

を
「



に、「本庁各課（室）長」を「本庁の各課の長」に改め、同表契印の項中「（室）」を削る。

別記様式中



を



に改める。

（高知県職員懲戒委員会規程の一部改正）

第4条 高知県職員懲戒委員会規程（昭和29年6月高知県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「主管課室長」を「主管課長」に改める。

（高知県職員服務考査規程の一部改正）

第5条 高知県職員服務考査規程（昭和31年11月高知県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「課室」を「課」に改め、同条第4項中「課室」を「本庁の課」に改める。

（高知県職員表彰規程の一部改正）

第6条 高知県職員表彰規程（昭和37年9月高知県訓令第46号）の一部を次のように改正する。

第7条中「各課室長（課の内部組織である室の長を除く。）又は」を「本庁の課の長及び」に、「審査のうえ」を「審査の上」に改める。

（高知県自動車の運転及び管理規程の一部改正）

第7条 高知県自動車の運転及び管理規程（昭和36年12月高知県訓令第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「又は室（課の内部組織である室を除く。）」を削る。

（高知県電子署名規程の一部改正）

第8条 高知県電子署名規程（平成14年7月高知県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第5条中「及び室（課の内部組織である室を除く。次条）」を「（次条）」に改める。

（高知県中山間総合対策本部設置規程の一部改正）

第9条 高知県中山間総合対策本部設置規程（平成7年4月高知県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「商工労働部商工労働企画課長」を「商工労働部商工政策課長」に、「森林部森林企画課長、海洋部海洋企画課長」を「森林部森林政策課長、海洋部海洋政策課長」に改め、同項ただし書中「関係課室長」を「関係課長」に改める。

（高知県鳥獣保護員の服務等に関する規程の一部改正）

第10条 高知県鳥獣保護員の服務等に関する規程（昭和38年11月高知県訓令第47号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

本庁

第3条中「政策企画部鳥獣対策室長（以下「室長」を「政策企画部鳥獣対策課長（以下「課長」に改め、同条第4号中「室長の」を「課長が」に改める。

第5条及び第8条中「室長」を「課長」に改める。

（高知県電子計算機運営規程の一部改正）

第11条 高知県電子計算機運営規程（平成6年4月高知県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「又は室（課の内部組織である室を除く。）」を削る。

（高知県基幹ネットワーク運営管理規程の一部改正）

第12条 高知県基幹ネットワーク運営管理規程（平成15年4月高知県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「又は室（課の内部組織である室を除く。）」を削る。

（高知県障害者施策推進本部設置規程の一部改正）

第13条 高知県障害者施策推進本部設置規程（昭和57年4月高知県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「健康福祉部障害福祉課長」を「健康福祉部障害保健福祉課長」に改める。

別表本部員の項中「部局連携官」を削り、同表幹事の項中「障害福祉課長」を「障害保健福祉課長」に、「国際交流課長」を「文化・国際課長」に、「県民生活課長」を「県民生活・男女共同参画課長」に改め、「男女共同参画・NPO課長」を削り、「森林企画課長」を「森林政策課長」に、「海洋企画課長」を「海洋政策課長」に、「体育スポーツ課長」を「スポーツ健康教育課長」に改める。

（高知県男女共同参画推進本部設置規程の一部改正）

第14条 高知県男女共同参画推進本部設置規程（昭和51年7月高知県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項及び第7条第2項中「文化環境部男女共同参画・NPO課長」を「文化環境部県民生活・男女共同参画課長」に改める。

別表第1中「部局連携官」を削る。

別表第2中「商工労働企画課長」を「商工政策課長」に、

「森林企画課長」を「森林政策課長」に、「海洋企画課長」を「海洋政策課長」に改める。

（高知県県民生活対策協議会設置規程の一部改正）

第15条 高知県県民生活対策協議会設置規程（昭和56年4月高知県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第9条中「文化環境部県民生活課」を「文化環境部県民生活・男女共同参画課」に改める。

別表第2中「県民生活課長」を「県民生活・男女共同参画課長」に、「商工振興課長」を「商工政策課長」に、「海洋企画課長」を「海洋政策課長」に改める。

（高知県漁業協同組合合併促進本部設置規程の一部改正）

第16条 高知県漁業協同組合合併促進本部設置規程（昭和47年5月高知県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

第6条第3項中「海洋部漁業経営課長」を「海洋部海洋政策課長」に改め、同条第4項中「海洋部漁業経営課チーフ（県一漁協推進担当）」を「海洋部海洋政策課県一漁協支援チームチーフ」に改め、同条第5項中「海洋部漁業経営課」を「海洋部海洋政策課」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

部員	海洋部海洋政策課長 海洋部水産振興課長 海洋部漁港漁場課長 海洋部海洋政策課長補佐 海洋部水産振興課長補佐 海洋部漁港漁場課長補佐
幹事	海洋部海洋政策課チーフ（総務・金融担当） 海洋部海洋政策課県一漁協支援チームチーフ 海洋部海洋政策課チーフ（漁協検査指導担当） 海洋部漁業管理課チーフ（調整担当） 海洋部漁業管理課チーフ（保安漁船担当） 海洋部水産振興課チーフ（資源・生産担当） 海洋部水産振興課チーフ（流通販売担当） 海洋部水産振興課チーフ（構造改善担当） 海洋部漁港漁場課チーフ（計画担当） 海洋部漁港漁場課チーフ（整備担当）

（高知県建設工事監督規程の一部改正）

第17条 高知県建設工事監督規程（昭和42年1月高知県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「以下「本庁」を「第3条第1項において「本庁」に、「及び室（本庁の課の内部組織である室を除く。以下「課室」を「（以下「課」に、「課室の長並びに」を「課の長及び」に改める。

第3条第3項第1号中「課室」を「課」に改める。

（高知県建設工事検査規程の一部改正）

第18条 高知県建設工事検査規程（昭和42年1月高知県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「及び室（本庁の課の内部組織である室を除く。以下「課室」を「（以下「課」に、「課室の長（当該課室」を「課の長（当該課」に、「課室である」を「課である」に改め、同項第3号及び第4号ア中「課室」を「課」に改める。

第6条の2中「課室」を「課」に改める。

（高知県土木設計等委託業務監督規程の一部改正）

第19条 高知県土木設計等委託業務監督規程（平成13年4月高知県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「以下「本庁」を「第3条第1項において「本庁」に、「及び室（本庁の課の内部組織である室を除く。以下「課室」を「（以下「課」に、「課室の長並びに」を「課の長及び」に改める。

第3条第3項第1号中「課室」を「課」に改める。

（高知県土木設計等委託業務検査規程の一部改正）

第20条 高知県土木設計等委託業務検査規程（平成13年4月高知県訓令第14号の2）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「及び室（本庁の課の内部組織である室を除く。以下「課室」を「（以下「課」に、「当該課室」を「当該課」に、「課室である」を「課である」に、「本庁の課室」を「課」に、「課室の場合」を「課の場合」に改める。

第6条の2中「課室」を「課」に改める。

（高知県公共補償等審査会規程の一部改正）

第21条 高知県公共補償等審査会規程（昭和51年12月高知県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「文化環境部廃棄物処理推進課長」を「文化環境部環境対策課長」に、「森林部森林企画課長、海洋部海洋企画課長」を「森林部森林政策課長、海洋部海洋政策課長」に改める。

第6条第1項中「課室」を「課」に改め、同条第3項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第4号中「その他必要と」を「前3号に掲げる書類のほか、必要があると」に改める。

（江の口川水門操作規程の一部改正）

第22条 江の口川水門操作規程（昭和49年4月高知県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

土 木 部

高知土木事務所

第2条中「高知土木事務所高知港事務所長」を「高知土木事務所長」に改める。

（高知県道路監理員規程の一部改正）

第23条 高知県道路監理員規程（昭和42年5月高知県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「維持管理第一課長、維持管理第二課長」を「道路管理課長、道路建設課長」に改め、「維持管理第四班長」を削り、「工務第一班長及び工務第二班長」を「道路管理班長及び道路保全班長」に改める。

（浦戸湾水門等操作規程の一部改正）

第24条 浦戸湾水門等操作規程（昭和49年5月高知県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

土 木 部

高知土木事務所

第2条中「高知土木事務所高知港事務所長」を「高知土木事務所長」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。